

青森県報

第三千九百十九号

平成二十六年
十一月十日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高年齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……三
- 公 告……………(同) ……三
- 歯科技工士国家試験の施行……………(医療薬務課) ……三
- 地域森林計画の案の縦覧……………(林政課) ……三
- 地域森林計画の変更案の縦覧……………(同) ……四
- 出先機関……………(同) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域) ……四
- 土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……四

告

示

青森県告示第七七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種類	行 う 事 業 所		届 出 の 日 月 年	廃 止 の 日 月 年
			名 称	所 在 地		
南部町 三戸郡南部町大 字吉米地字下宿 一三三の一	三戸郡南部町大 字吉米地字下宿 一三三の一	訪問看護	南部町国民健康保険 院名川病保	三戸郡南部町 大字平字虚空 蔵二九	平成 二〇・二 六・一	平成 二〇・二 六・一
南部町 三戸郡南部町大 字吉米地字下宿 一三三の一	三戸郡南部町大 字吉米地字下宿 一三三の一	訪問看護 リハビリ	南部町国民健康保険 院名川病保	三戸郡南部町 大字平字虚空 蔵二九	"	"
南部町 三戸郡南部町大 字吉米地字下宿 一三三の一	三戸郡南部町大 字吉米地字下宿 一三三の一	居宅療養 管理指導	南部町国民健康保険 院名川病保	三戸郡南部町 大字平字虚空 蔵二九	"	"

青森県告示第七七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人三恵会	むつ市大畑町大赤川二九の四	延寿園介護相談センター	むつ市大畑町大赤川二九の四	平成二六・八・二〇	平成二六・九・三〇	

青森県告示第七百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービスの種類	名称	所在地	届出年月日	廃止年月日
指定介護予防サービス	三戸郡南部町大字吉米地字下宿	介護予防訪問看護	南部町国民健康保険病院長	三戸郡南部町大字平字虚空蔵二九	平成二六・二・二六	平成二六・六・一
指定介護予防サービス	三戸郡南部町大字吉米地字下宿	介護予防訪問看護	南部町国民健康保険病院長	三戸郡南部町大字平字虚空蔵二九	平成二六・二・二六	平成二六・六・一
指定介護予防サービス	三戸郡南部町大字吉米地字下宿	介護予防訪問看護	南部町国民健康保険病院長	三戸郡南部町大字平字虚空蔵二九	平成二六・二・二六	平成二六・六・一

青森県告示第七百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社三輪商事	弘前市大字代官町一〇二	就労継続支援B型	ば駒のまほろ	弘前市大字代官町一〇二	平成二六・二・一	
株式会社三輪商事	弘前市大字代官町一〇二	同行援護	訪問介護くまぶうしゃ	弘前市大字代官町一〇二		
株式会社三輪商事	弘前市大字代官町一〇二	重度訪問介護	訪問介護くまぶうしゃ	弘前市大字代官町一〇二		
株式会社三輪商事	弘前市大字代官町一〇二	居宅介護	訪問介護くまぶうしゃ	弘前市大字代官町一〇二		

青森県告示第七百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
障害福祉サービス	障害福祉サービス事業を行う事業所					

社会福祉法人恩和会	十和田市大字八斗沢字家ノ下三一〇の一	生活介護	障がい福祉サービス事業所農工園千里平	十和田市大字八斗沢字家ノ下三一〇の一	平成二六・一〇・三一
-----------	--------------------	------	--------------------	--------------------	------------

青森県告示第七百八十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所名称	所在地	指定年月日
一般社団法人青葉の杜	宮城県仙台市宮城野区西宮城野六の二五の三〇四	放課後等デイサービス	Harmony 八戸	八戸市小中野六丁目六の一五	平成二六・一〇・三一

公 告

歯科技工士国家試験の施行

平成二十七年歯科技工士国家試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成二十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日
学説試験 平成二十七年二月十八日（水）
実地試験 平成二十七年二月十九日（木）
- 2 場所
青森市大字三内字稲元一・二の二
青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成二十七年一月五日（月）から同月十五日（木）まで。ただし、郵送による場合は同日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループにおいて交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成二十七年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域農林局地域農林水産部、中南地域農林局

地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、
上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十日から同年十二月九日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林
計画区に係る平成二十四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同
法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供
する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、
理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局
地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、
上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十日から同年十二月九日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市浦

土地改良区の定款の変更を平成二十六年十月二十九日認可したので、同条第三項の規
定により公告する。

平成二十六年十一月十日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、市
浦土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十六年十月二十九日認可
したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十六年十一月十日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

事業名 維持管理

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円四十四銭